

「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会開催事業」
総合プロデュース業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会湯沢町実行委員会では、2016年2月に開催される「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会」に向け、国際スキー連盟（FIS）との連絡調整、開催に係る各種イベント、開催会場となる苗場スキー場・苗場プリンスホテルとの調整等を総合的に行う「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会開催事業」の総合プロデュース業務委託者を選定するために、公募型プロポーザルにより企画提案を募集します。企画提案が採用された事業者にはその企画提案に沿って総合プロデュース業務を行っていただきます。

1 業務概要

(1) 業務名

FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会開催事業

(2) 目的

2016年2月13日～14日に開催される「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会」に向けて開催準備及び大会開催に係る業務を行う。

(3) 業務内容

別紙「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会開催事業」仕様書のとおり

(4) 委託業務の期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

(5) 事業予算額

競技用備品購入費を除く総事業費325,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

2 企画提案及び大会開催業務の参加者の要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 企画提案を的確に遂行できる能力を有する者であること。

(2) 過去に国際スポーツ大会を開催又は開催準備関連業務に携わった実績を有する者であること。

(3) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
イ 湯沢町建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置の対象になっている者

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- エ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者の統制下にある団体
- オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者
- キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- ク 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (エ) 暴力団の構成員等
- ケ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

3 応募の手続等

業務委託者の選定に参加を希望する者は、次の書類を提出すること。また、湯沢町に入札参加資格審査申請書を提出していない者は、下記(1)オからクまでの書類を提出すること。

(1) 提出書類

下記の書類を 1 セットにして、5 部(製本 1 部、副本 4 部)提出すること。

- ア 企画提案書(様式第 1 号)
- イ 会社等の概要が分かる書類
- ウ 事業計画書(様式第 2 号)
※業務の一部を外部の別会社に委託を予定している場合には、会社の名称、責任者名を記入すること。
- エ 委託業務に係る経費の見積書(様式第 3 号)

オ 定款又は寄付行為

カ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人事業者の場合は個人事業開始届の写し

キ 役員名簿

ク 直近の事業報告書及び収支決算書

(2) 提出期限

平成 27 年 10 月 16 日（金）午後 5 時必着（郵送による場合も同様とする。）

(3) 提出方法

持参、郵送又は宅配便によること。

(4) 提出先

〒949-6192

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

湯沢町教育委員会ワールドカップ推進室内

FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会湯沢町実行委員会事務局

Tel 025-788-0040 Fax 025-784-3583 Email : w-cupski@town.yuzawa.lg.jp

(5) 委託業務への質問

委託業務への質問は文書にて行うものとし、書面持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ア 質問の受付期間

平成 27 年 9 月 29 日（火）から平成 27 年 10 月 5 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。（書面持参の場合には休日等を除く。）

イ 問合せ先 提出先と同じ

ウ 回答は平成 27 年 10 月 9 日（金）までに、湯沢町実行委員会ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、実施要項及び仕様書等、プロポーザル内容の追加又は修正とみなす。

（湯沢町実行委員会 HP アドレス <http://ski.town.yuzawa.lg.jp/>）

(6) 企画提案書について

ア 企画提案書は 1 社 1 案とし、提出期限後の書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。

イ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

ウ 提出された書類は返却しない。

エ 提出された書類は、湯沢町実行委員会及び湯沢町における使用に限り、必要に応じて複写することがある。

(7) 本要項に定められた事項に違反した場合は失格とする。

(8) 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らしてはならない。

- (9) 企画提案に要する一切の費用(旅費、通信費を含む。)は、提案者の負担とする。
- (10) 書類の提出後に本要項に定める企画提案を辞退する場合は、「企画提案辞退書」(様式任意)を提出すること。なお、この場合に限り、提出された書類を返却するものとする。

4 審査要領

(1) 審査方法

下記(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会において提案書を総合的に評価し、1社を決定する。また、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

(2) 審査基準

次の項目により評価する。ただし、評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

ア 業務内容の理解度:事業の目的、趣旨を十分に理解して企画提案をしているか。

イ 提案内容の実効性:提案内容が具体的で成果が期待できるものであるか。

ウ 業務遂行の確実性:事業の準備を含め、業務を遂行する体制が確保されているか。

エ 国際大会の実績:事業の実施に有用な実績があるか。

オ 見積額の妥当性:企画提案内容に対して妥当な見積額か。

- (3) 審査の結果は、企画提案書提出者全員に通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

- (4) 選定結果に対する異議申立ては受理しない。

5 主なスケジュール(予定)

平成27年9月25日(金)	募集開始
平成27年10月5日(月)	質問締切
平成27年10月16日(金)	募集締切
平成27年10月20日(火)	審査委員会
平成27年10月22日(木)	契約締結